

資料5

障害認定基準の統一化について

25.02.28.

【知的障害者の認定基準等が都道府県で異なる現状に関する歴史的経緯に関する認識】

障害者雇用促進法が、知的障害者の雇用について根拠を置く知的障害者福祉法は、身体及び精神の福祉法と異なり、法自体に知的障害の概念規定を設けず、**1973年**の次官通知等によって地方自治体に示し、実行を求めた判定基準と療育手帳制によって管理を行っているが、**2000年**施行の地方分権一括法によって、国が業務の実施を自治体に委ねる「機関委任事務」制度が廃止されたことに伴って位置づけを失い、現状は判定業務は通達内容を参考に各自治体が自主的制度として行なっている状態と理解される。

このことに加えて、上記通知の構成上、各自治体においては通知の範囲内において独自の等級を設け、運営してきたことから、地域によって、手帳の名称をはじめ知的障害の認定範囲や区分が異なることによる問題の存在が指摘されてきている。

各自治体間の相違点が多少調整されてきた感はあるが、基本的に問題点の解消に至っていない現状は解決されるべきで、全国共通の基準の明確化が求められるとともに、雇用と福祉の連携確立という基本的命題からも知的障害者福祉法自体による規定の明示が工夫されるべきである。